事　業　説　明　書

令和8年9月8日

事業名称	PBC2611汚水人孔蓋交換工事（東部地区）	事業担当課名
事業場所	佐倉市大崎台五丁目地先外	下水道課
事業概要	マンホール蓋取替工　　N=42箇所	
事業期間	契約日から　　令和9年3月8日まで	

事業説明内容

1．事業説明に対する質問について

・事業説明質問書は、令和8年9月15日(火)17：00までにFAXまたは電子メールで提出してください。
なお、FAXで提出の場合は、速やかに事業担当にTELにて受信の有無を確認してください。

・電子メールで質問書を送付する場合は、件名に事業名および質問書である旨を記載してください。

・質問がない場合は質問書を送付する必要はなく、回答書も送付しません。
本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。
（件名の記載例：【質問書】令和8年度PBC2611汚水人孔蓋交換工事（東部地区））

・質問に対する回答は、令和8年9月17日(木)17：00までにFAXまたは電子メールにより行います。
なお質問がない場合、提出の必要はありません。

担当部署・連絡先　上下水道部下水道課（管渠班）
TEL:043-485-1191　FAX:043-485-1194　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ:w-gesuidou@city.sakura.lg.jp

2．工事に関する注意事項について

・本事業に関する仕様書のうち、共通的事項は千葉県土木工事共通仕様書によるものとします。
ただし、週休二日及び工事完成図書の電子納品項目については適用しないものとします。

・本事業に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準によるものとします。

・建設業退職金共済制度掛金収納書を契約後1ヶ月以内に提出してください。また、「建設業退職金共済制度適用事業主現場標識」を掲示してください。

・関係官公庁の許可申請書・許可書・届出書の写しを準備期間内に提出してください。
（建設重機の使用・消防署への届出・建設残土等の関係も含みます。）

・本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。

・建設副産物、産業廃棄物は再資源化処理施設等へ持ち込み、マニフェスト等関連法令に従って処分のうえ、報告してください。

・現場施工に際し、建設業に関する関係法令等を遵守し施工してください。

・環境を配慮し、低騒音・低振動・低排気ガス型作業機械を使用してください。

・第三者災害を起こさぬよう、安全に十分注意して施工してください。

・本工事に伴う補償は、原則として受注者の対処とします。

3．施工条件について

・建設資機材を保管する場所は、受注者において確保してください。
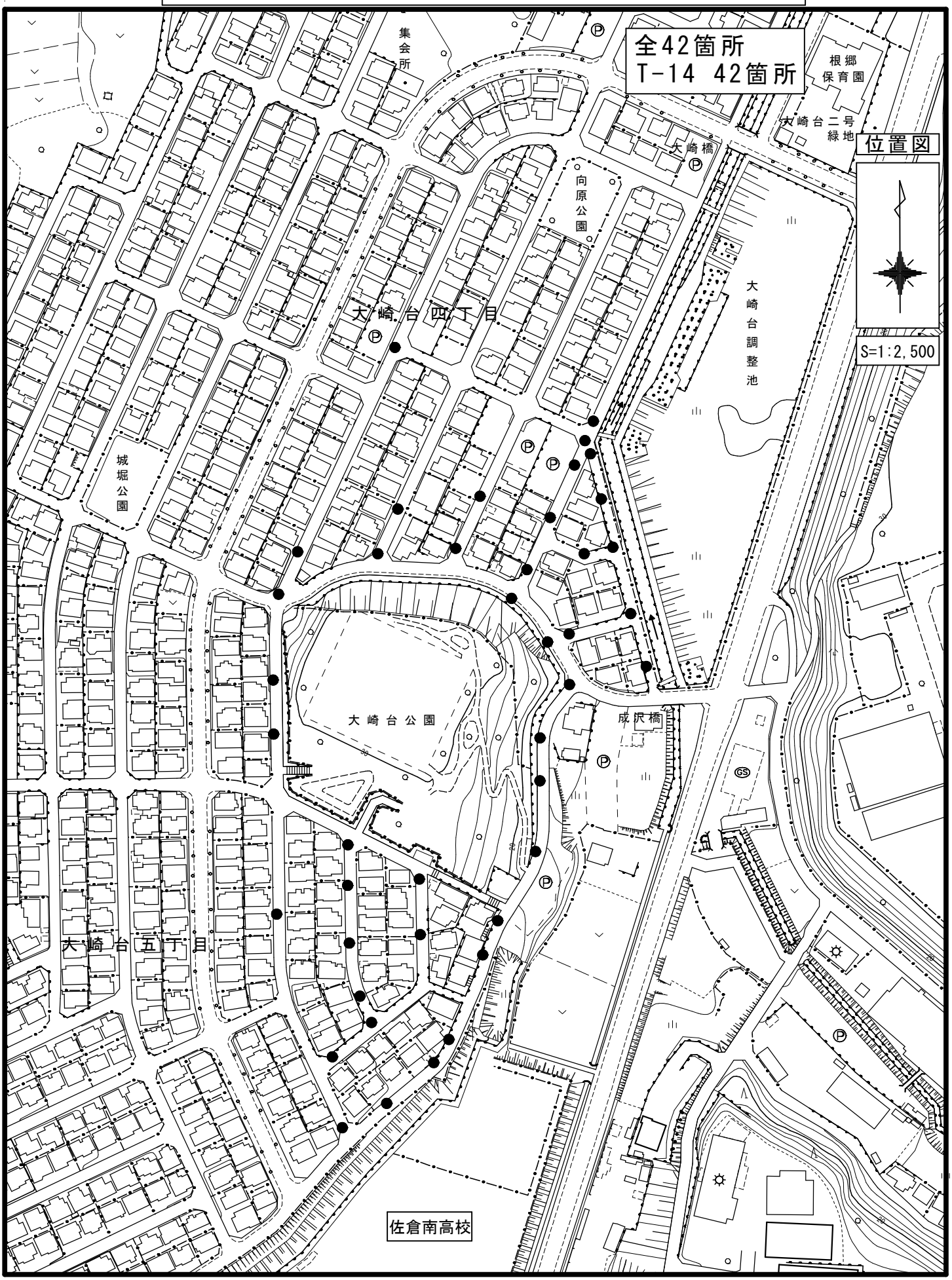
PBC2611汚水人孔蓋交換工事（東部地区）